R9.1.1 施行

個人事業者等死傷病報告制度が新設されます



令和９年１月１日以降、個人事業者又は中小事業の代表者・役員（以下、「個人事業者等」という。）が業務上の負傷又は疾病により死亡又は４日以上の休業をした場合に、監督署への報告が必要になりました。

報告対象・報告時期

①個人事業者等が労働者と同一の場所で作業を行う場合において
②業務に起因する負傷又は疾病により死亡、又は４日以上の休業をしたとき
（脳・心臓疾患、精神障害による事案を除く）
③災害発生場所を管轄する労働基準監督署に遅滞なく報告

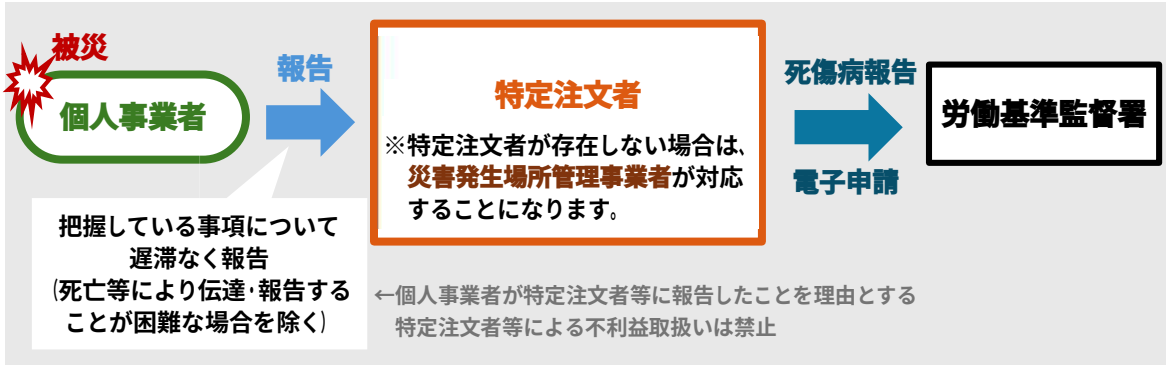
報告主体（誰が監督署に報告するのか）

○被災者が中小事業の代表者・役員の場合、当該所属企業から監督署に報告してください。

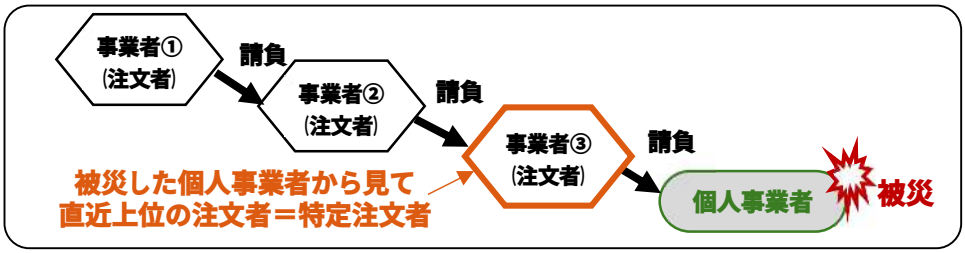


※中小事業の代表者・役員とは、常時 300 人（金融業、保険業、不動産業又は小売業の場合は 50 人、卸売業又はサービス業の場合は 100 人）以下の労働者を使用する事業の代表者・役員をいいます。

○被災者が個人事業者の場合、特定注文者（特定注文者が存在しない場合は、災害発生場所管理事業者）から監督署に報告してください。



※個人事業者とは、事業を行う者で、労働者を使用しないものをいいます。
※特定注文者とは、個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のものをいいます



※災害発生場所管理事業者とは、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者をいいます。

提出先

〇被災者が**中小事業の代表者・役員**の場合

→当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出

〇被災者が**個人事業者**の場合

→災害発生場所を管轄する労働基準監督署へ提出

提出方法

提出方法は、電子申請による申請が義務化されています。

※パソコン端末を所持していない等の事情により電子申請が困難な場合には、当分の間、書面による報告も可能です。

●電子申請は、厚生労働省ポータルサイト
「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から行います。

ここから
アクセス！

ホームページアドレス
https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/

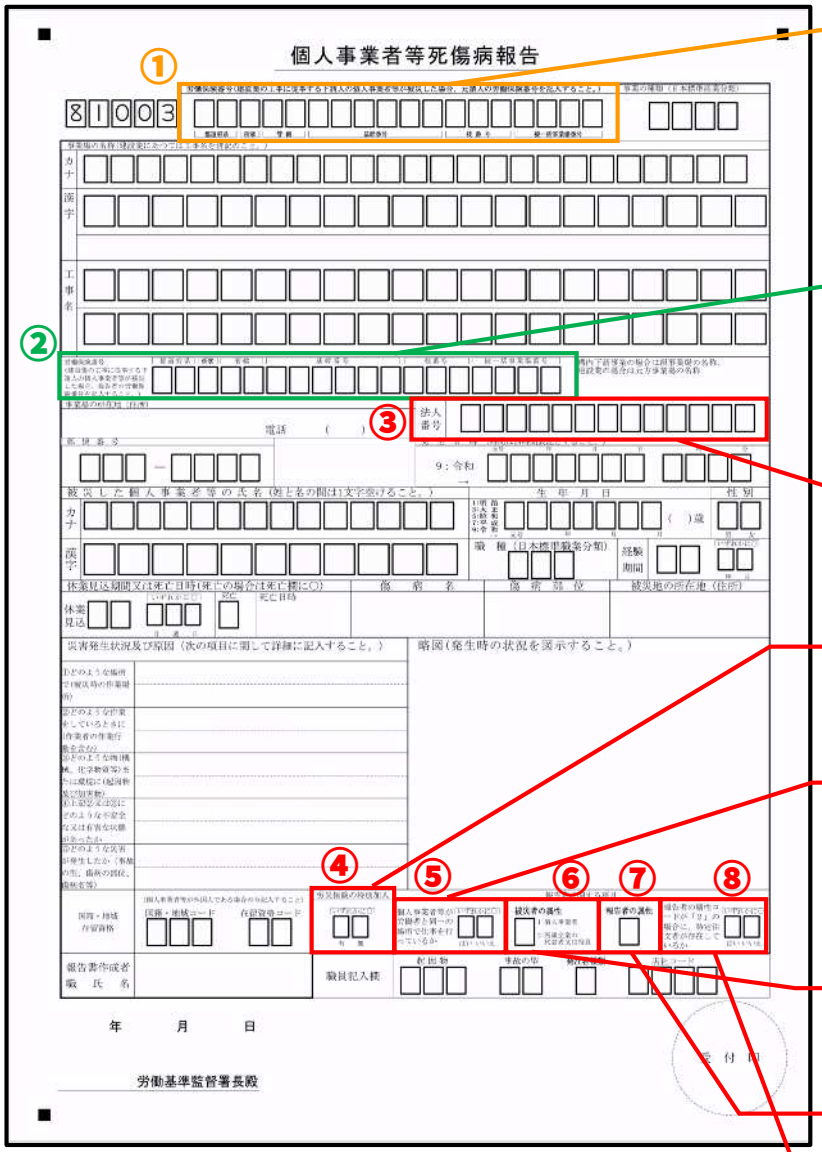
労働安全衛生法　入力支援サービス　検索

※個人事業者等死傷病報告は「e-Gov 電子申請システム」から提出することはできません。



* Google アカウントによる報告の場合、現状、受理印が押印された控え（電子公文書）を取得できません。ご了承ください。

個人事業者等死傷病報告の特徴



凡例

追加　変更

①労働保険番号

建設現場の場合は、元請の労働保険番号を記入
それ以外の場合は、報告者の労働保険番号を記入

②（建設現場の場合）報告者の労働保険番号

帳票上部の元請の労働保険番号に加え、報告者（特定注文者）の労働保険番号を記入（建設現場の死傷病以外の場合、この欄の記入は不要）

③法人番号

報告者の法人番号を記入。報告者が法人番号を持っていない個人事業者や団体等の場合は記入不要

④労災保険の特別加入の有無

被災した個人事業者等について、労災保険の特別加入の有無を記入

⑤個人事業者等が労働者と同一の場所で仕事を行っているか（「はい」／「いいえ」）を記入

⑥被災者の属性を記入
（1．個人事業者／2．所属企業の代表者又は役員）

⑦報告者の属性を記入
（1．特定注文者／2．災害発生場所管理事業者等／3．所属企業／4．業種・職種別団体／5．個人事業者／6．その他）

⑧報告者の属性コードが「2」の場合に、特定注文者が存在しているかを記入（「はい」／「いいえ」）